

居延簡牘資料における量詞の考察

三 保 忠 夫

序

(一) 本研究の目標は、日本語における「助数詞」の歴史的研究であり、本稿は、その基礎的研究となる「中国古代簡牘資料における量詞の考察」の一端である。

(二) 日本語における「助数詞」とは、一般に次のように説明される。

接尾語の一。数を表す語に添えて、どのような事物の数量であるかを示す語。「個」「匹」「羽わ」「枚」「冊」「組」「杯」などの類。
(松村明編『大辞林』⁽¹⁾)

助数詞の考察は、従って、「日本人がそれら事物を、どのよう、な事物として把握、認識してきたか」について考えることになり、この点がこの種の研究の妙味ともなつてこよう。

助数詞も、日常々用語の一つである。その表記方法(用字)もほぼ一定している。しかし、助数詞はその対象(事物)との個別的関係(助数詞とその対象との間において認められる大小、強弱、広狭、緩急などの緊張関係)において運用されることが多く、そのため、外国人に対する

日本語教育の現場などでは、学習者を悩ます大きな問題ともなっている。

助数詞、あるいは、これに類する語群がアジア州の南部や東部(シナ・チベット語族等)、その他に分布することについては既に指摘されているが、日本語の助数詞については、字音読のもの、および、それに関するものが多いという点に注意しなければならない。また、藤原宮・平城宮跡、その他の出土木簡、正倉院文書以下の公私文書(古文書)世界においては、助数詞が、ことさらに用いられており、他の資料ジャンル以上に多種多様の助数詞がみえているようにみうけられる。推測すれば、日本語におけるこれらの助数詞は、本来、(イ)古代中国から、(ロ)「文書語」の一端として伝来したのではなからうか。

このような推測は、実は、これまでも提出されている。例えば、その(イ)につき、かつて、池上禎造氏は、「我が助数詞が支那語との接触によつて急激に豊富にせられたことは明かな事実である。」とされ、その漢語よりの借用、漢語由来の助数詞について言及された。⁽²⁾しかし、その「明かな事実」につき、具体的に論述されることはなかったようである。また、「船一艘」「子豚三匹」のような「名詞十数量値」という形式は、日本語固有のものでない、朝鮮語からの日本語への干渉の結果であらう、

あるいは、古代中国語からの影響によるものであって日本語固有のものではなかったのかもしれない、といった推測もなされているが、やはり、⁽³⁾根拠なり例証なりをもって発言されたものではない。

その口については、浜田敦氏が、「一方、例えば、正倉院文書などを検するに、おそらく、百を単位として数えねばならないほどの種類の助数詞が、少くとも漢字表記の上では、認められるのであるが、これは、すでに指摘したように、その当時の、日常口頭語において、そのように多種類の助数詞が用いられていたことを示すものとは考えられず、おそらく、公文書のような性格の、文章語における特殊な用法を示すものと考えざるべきではないかと思うのである。」(注3文献)と述べられている。ここに示された考え方には賛意を表したい。だが、そうした文章における特殊な用法は、何時、どこ、何に依拠した、何ゆえのことであろうか。そのよってきたところ、あるいは、その必然性などについての究明が必要ではなからうか。

先のような推測を確かめていくには、古代の中国と日本とのそれぞれの助数詞について比較・検討していかなければならない。そのためには、まず、古代の中国における、また、日本における、助数詞の実態調査、その使用場面(資料ジャンル)、その用法の推移・変容などについて検討・分析しなければならぬ。

日本側の調査・検討は、今日、それほど困難なことではないであろう。筆者も若干の小稿を重ねつつある。⁽⁵⁾困惑するのは、むしろ、中国側の場合である。即ち、中国においては、文言文と口語との間に懸隔があり、⁽⁶⁾文言文には助数詞が多く用いられないという事情があるのである。これは、これまでもいわれてきた問題であり、⁽⁶⁾助数詞研究上の大きな障壁

となっている。

(三) 「助数詞」とは、日本語における文法用語である。中国におけるこの種の語群は、「量詞」、また、「類別詞」「陪伴詞」「単位名」「形体詞」、その他のことばによって論じられている。それぞれの定義なり用法なりについては、研究者により多少の差異があるようだが、両者の間における大きな違いは、日本語の助数詞がもっぱら数詞の下について「一冊」「二頭」「三匹」と用いられるのに対し、中国語の場合は、指示代名詞が名詞を修飾するときにも、「這本書」「この本」「那头牛」(あの牛)のように用いられる点である。

中国と日本とは、言語は根本的に相違する。文法、音韻、語彙などはそれぞれにおいて体系をなしている。よって、以下には、中国側の事情を尊重し、この種の語群を「量詞 (liangcí)」と称呼することとする。⁽⁷⁾

量詞につき、牛島徳次著『漢語文法論(古代編)』(昭和四二年一月、大修館書店)によれば、次のように分類される(抄出する)。

I 物量詞(個体そのものの量を表すもの)

(一) 単位量(度量衡の単位を表すもの)

- | | |
|--------|-----------------|
| (1) 長さ | 丈 尺 寸 分 |
| (2) 容積 | 斗 斛 石 鍾 (乗 釜 庾) |
| (3) 重さ | 銖 兩 斤 鈞 石 |
| (4) 地積 | 畝 頃 |
| (5) 時間 | 年 歳 載 月 日 |
| (6) 貨幣 | 錢 金 鎰 (貫) |

(二) 類別語(特定の個体の類別を表すもの)

- (1) 数量値が名詞のあとにおかれる形(「羊十萬頭」の形)

A 単数を表すもの

枚 个、口 頭、被 具 領 襲、坂 甌 孟
 苜 車、皮 章 純 撮 齊 級

B 複数を表すもの

雙 駟 旅 蹄・蹄角

(2) 数量値が名詞の前におかれる形(「千足羊」の形)

栝 卮 樹 足 扨 編 封 卷

(3) 前二者の形を混用するもの

匹・疋 兩 乘

II 動量詞(個体の運動の回数を表すもの)

輩 曹 反 匝 重 合 閔

右は『史記』、および、『漢書』における量詞、また、その分類であって、これが他の資料にもそのままではまるというわけではない。しかし、漢代(紀元前二世紀～紀元二世紀)の漢語についての分類方法として、本稿の以下とも密接に関係してこよう。但し、本稿の検討対象とするのは、右の内、Iの(一)(類別語)、および、II(動量詞)の部分である。

(四) さて、中国古代の文言文には量詞が省略され、用いられないとすれば、文言文資料による量詞研究は非常に難しいことになる。しかし、こうした困難な状況下でありながら、一九六五年六月、劉世儒氏の『魏晉南北朝量詞研究』(中華書局、二七七頁)が出版されている。これは、蜀魏から隋唐における様々な文言文より用例を収集して成ったもので、量詞研究史上、特記されてよいものであろう。本稿も多大の恩恵を蒙った。但し、本書は、魏晉南北朝(三世紀～六世紀)を主とするもので、

居延簡牘資料における量詞の考察(三保)

それ以前については、即ち、量詞の、より本来的、より初源的様相については、十分な検討がなされていないようである。また、論述の「資料」とされた「主要引用書」は五三点であるが、これらは『漢魏叢書』(二一点)、および、『四部備要』(七点)、『叢書集成』(二点)以下、後代の編纂物によるところが多い。止むを得ないところではあるが、編纂書、しかも、後代のものということになると、言語資料としての信用性を欠く憾みが生じよう。「附帯引用書(挙要)」の内には、漢簡資料として勞幹氏の『居延漢簡考釈』(鉛印本)がみえているが、これはこれで問題がある。⁸⁾

劉氏の研究年代を溯り、量詞の初源的、かつ、具体的な様相を求めること、また、できるかぎり後代人の手の入らない資料を用いること、この二つの条件にかなうものとしては、漢代の簡牘資料があげられよう。点数は少ないが、戦国時代、秦代の竹簡類も十分の資料性を備えている。これら簡牘資料は、多く、近年の発掘にかかるものである。

漢代より後の量詞についても、簡牘類の資料価値は高い。就中、吐魯番(Turfan)出土文書は注目すべきである。これはかつての高昌国に関わるものであるが、何分にも紀元三世紀から八世紀にかけての大文書群であり(従って、紙本文書も多い)、収集できる量詞の用例は少くないのである。

簡牘資料は文字で書記されたものであり、従って、これもまた『文言文』(古典語文)⁹⁾である。文言文ではあるが、しかし、そのある部分には、量詞は、比較的多くみえている。その用例数は多く、用法上にも注意すべきところがある。

それでは、これまでの文言文と相違するところは何かといえ、それ

らが典籍類を主とするものであるのに対し、これらは公私の文書、即ち、わが国にいう「古文書」の類を主とするという点である。古文書は、一般の典籍(著述、編纂物)、および、記録・日記の類と性質が異り、「差出者が特定の受取者に対し、意志・用件などを伝えるために作成」¹⁰⁾されるもので、「其の作成の方法、其の材料、其の文章等種々の点に亘つて、他の文献よりも遙かに複雑した性質を具へてゐる。」¹¹⁾とされる。他の文言文にみられないような、量詞の多用の問題も、これが「古文書」であるところからのこととみうけられる。

簡牘資料は、その多くが断簡零墨である。冊書のものとの姿をとどめているもの、あるいは、冊書に復原可能なものなどは、極めてまれである。この点が、言語資料としての最大の弱点とならう。¹²⁾しかし、何と云つても、これらは当時の生の姿を伝える第一等資料である。文字・言語の年代性、地方性(出土地点)、あるいは、その信用性の面においては、他者の追隨を許さないところがある。

簡牘資料にはさまざまなものがある。以下には、「簡牘」その他の用語を次のようにして用いることとする。

(イ) 書写材料としての竹製や木製のふだ、また、板を総称して「簡牘」という。

(ロ) 本来、材質面から、「簡」は竹簡、「牘」は木牘と使い分けられ、また別には形態面から、「簡」はふだ、「牘」は幅の広い板として区別されていた(説文)。しかし、このままでは混乱しやすいので、竹製のふだを「竹簡」、木製のふだを「木簡」、ふだの状態のものを「簡」、板状のそれを「木牘」という。

(ハ) 但し、先行する文献における用語は、そのまま利用せざるを得

ないこともある。

(ニ) 墓葬出土の随葬品リストの内、冊書によるものは「遺策」と称する。冊書でなく、木簡、木牘、木方、石刻などによるものは、「木方」、あるいは、「贈方」、または、「衣物券」「従器志」その他の称呼によるが、内容上、遺策と同類のものという意味で「遺策」と称することがある。

(五) 今回の基礎的研究の資料とする簡牘類は次のものである。

一 烽燧遺跡出土簡牘

一 居延簡牘

甘肅省 前漢・中後期他

二 敦煌簡牘

甘肅省 前漢・中後期他

三 樓蘭簡牘・残紙

新疆維吾
爾自治區 西晋・三・四世紀

二 墓葬出土簡牘

A 戦国時代・秦代の簡牘

一 長沙五里牌四〇六号墓竹簡

湖南省 戦国中期以後

二 長沙仰天湖戦国墓竹簡

湖南省 戦国中期以後

三 睡虎地一一号秦墓竹簡

湖北省 始皇帝三〇年
(前二七七年)

B 漢代の簡牘

一 馬王堆一号漢墓竹簡

湖南省 前漢・初期

付、同三号漢墓木牘

二 雲夢漢墓木簡(木方)

湖北省 前漢・初期

三 江陵鳳凰山八号漢墓竹簡

四 同 一〇号漢墓木簡

湖北省 前漢・初期

五 同 一六七号漢墓木簡

六 同 一六八号漢墓竹簡

湖北省 前漢・初期

- 七 貴泉羅泊湾一号漢墓簡牘 広西省 前漢・初期
- 八 連雲港侍其繇墓木牘(木方) 江蘇省 前漢・中晚期
- 九 連雲港霍賀墓木牘(木方) 江蘇省 前漢・晚期
- 十 連雲港網腫莊漢墓木牘(衣物券) 江蘇省 前漢末～後漢初期
- 十一 胥浦一〇一号漢墓簡牘 江蘇省 前漢・晚期
- C 三国時代・晋代の簡牘
- 一 南昌高栄墓簡牘(木方) 湖北省 吳中・嘉禾年間
(二二〇～三〇八年)
- 二 南昌呉応墓簡牘(木方) 江西省 西晋・初期
- 三 長沙晋周芳命妻潘氏墓石刻 湖南省 東晋・升平五年
(三六二年)
- 付、漢代の医書
- 一 馬王堆三号漢墓帛書(五十二柄方) 湖南省 前漢・文帝二年
(前一六八年)
- 二 武威早灘坡後漢墓簡牘 甘肅省 後漢・前期
- 三 吐魯番出土文書(簡牘・紙本) 新疆维吾尔自治区 三～八世紀
- 四 参考
- A 戦国時代以前の墓葬出土簡牘
- 一 江陵藤店一号墓竹簡 湖北省 前四八八～四二二年
- 二 随播鼓墩一号墓竹簡 湖北省 前四三三年頃
- 三 信陽長台関一号墓竹簡 河南省 戦国早期
- 四 江陵望山二号墓竹簡 湖北省 戦国早期
- 五 青川郝家坪五〇号墓木牘 四川省 前三〇六年前後
- 六 江陵天星観一号墓竹簡 湖北省 前三六一～三四〇年頃
- 七 長沙楊家湾戦国墓竹簡 湖南省 戦国中期以後
- B 漢代の墓葬出土簡牘
- 一 江陵張家山二四七号漢墓竹簡 湖北省 前漢・前期

居延簡牘資料における量詞の考察 (二三保)

- 二 阜陽双古堆一号漢墓簡牘 安徽省 前漢・前期
- 三 臨沂銀雀山漢墓竹簡 山東省 前漢・中期
- 四 光化五座墳三号漢墓竹簡 湖北省 前漢・中期
- 五 邗江胡場王奉世墓木牘 湖北省 前漢・晚期
- 六 大通上孫家寨一一五号漢墓木簡青海省 前漢・晚期
- 七 定県八角廊四〇号漢墓竹簡 河北省 前漢・晚期
- 八 塩城県三羊墩一号漢墓木簡 江蘇省 前漢・晚期
- 九 盱眙東陽漢墓木札 湖北省 新

右については先にも述べたが、一部、排列を改めた。簡牘資料の内には典籍類もみえている。だが、これは従来の文言文とほぼ同質のものであり、よって、量詞の出現は期待できないので検討の対象から外した。但し、医書、および、一部の法律書の場合は、まま、数量表現がみえるので、これを対象内に入れた。資料それぞれの概要については後述する。なお、大庭脩氏⁽¹⁴⁾によれば、今日に出土している簡牘類は次のような二類に分かれる。

- (1) 今世紀前半、漢代西北辺境の防衛線の遺跡で発見された簡牘類。簡牘そのものが不要となって廃棄されたか、防塞そのものが不要になって廃棄されたかが原因で、廃棄物(簡牘類)が偶然今日まで残ったもの。

(2) 今世紀後半、墳墓の中から副葬品として出土した簡牘類。墓主の冥界での生活に必要なものの一つとして意図的に入れられたもので、二千年の年月の間に土に帰するか、偶然発掘されるかは意図の外であるが、残さるべくして残ったもの。内容からいえば、墓主が生前愛用した書物、副葬品のリストである遺策又は贈方など。

この(1)に相当するのが「一 烽燧遺趾出土簡牘」であり、その(2)に相当するのが「二 墓葬出土簡牘」以下のものである。

(六) 以上は、中国古代簡牘資料における量詞の考察を行うに当たって前置きである。以下には、それぞれにおける量詞について検討していくことになる。しかし、何といても紙数に制約があるので、本稿では、「一 烽燧遺趾出土簡牘」の内の「居延簡牘」について述べることにする。なお、「敦煌簡牘」については別に述べた。⁽¹⁵⁾

烽燧遺趾出土簡牘

居延簡牘

一 概要

一九三〇年から三一年にかけて、スウェーデンのスウェン・ヘディン(Sven Hedin)氏の率いる西北科学考察団の団員フォルク・ベルグマン(Folk Bergman)氏により、甘粛省の北西、エチナ(額濟納)河下流の沿岸、カラ・ホト(黒城)や居延海一帯の漢代の遺跡群から約一万点の簡牘類が発見された。また、一九七三年から七四年にかけての甘粛省博物館を中心とする調査では、破城子(ベルグマン氏の調査におけるA8地点)など三ヶ所の遺跡から一九、六三七点の簡牘類が発見された。

漢代には、カラ・ホト付近は張掖郡に属し、居延県城が置かれていた。居延都尉の治所でもあり、南侵を計る匈奴に対する前線基地とされていた。

た。エチナ河沿岸には大小の軍事基地・施設が張り巡らされていたように、これらの遺跡から発見される簡牘類は「居延漢簡」とも称される。簡牘類の大きさは、長短・大きさまで簡単に記せないが、長さ二三センチ前後(漢代の一尺 \parallel 約二三センチ)、幅一・一センチ前後のもの、また、長さのその倍のもの、あるいは、幅のその倍のもの、その他、各種がある。形制には、冊書、檢、符、楬、その他があり、書体には、古隸、八分、草隸、草書、行書などがみえている。

居延簡牘は、一口には西北辺境烽燧関係資料ということになる。勞幹氏『居延漢簡考釈 積文之部』(後掲)によれば、これらは、文書、簿録、信札、経籍、雜類に分類され、その文書は、さらに、書檄、封檢、符券、刑訟の四類に、また、簿録は、烽燧、戍役、疾病死傷、錢穀、器物、車馬、酒食、名籍、資績、簿檢、計簿、雜簿の十二類に分類されるという。わが国では、また、永田英正氏(後掲)による新しい詳細な分類・整理が行われつつある。

居延簡牘の年代性は次のごとくである。まず、一九三〇、三一年次の場合、その簡中にみえる年号の内、最も古いものは左記である。以下、引用の本文は、謝桂華・他著『居延漢簡積文合校』(後掲)による。但し、他氏の積文を参照しながら中国簡体字を改める。また、用例の□印は未だ積定できない字、□は上下に欠失の字があつてその字数の実まらないこと、☒印は簡端に花紋があることを、/印は改行を意味する。用例の末尾の数字は簡の番号で、この内、上の数字はベルグマン氏の採集袋の番号(発掘地点)、下の数字は同一袋内の整理番号を示す。

延寿迺太初三年中父^(又カ)以負馬田敦煌延寿與父俱來田事已(513
· 23, 303 · 39)

同一の簡が二枚出たようだが、これは、武帝太初三年（紀元前123年）のことを後に回顧して書いたものとされる（文意、延寿は太初三年に馬を借りて敦煌で田作し、云々）。

続く太始二年（紀元前55年）の紀年簡（90・11）もやや後に書いたものとされるが、征和三年（同90年）のもの（275・20、273・22、他）になると、その年次は確實のようであり、以後、後漢の光武帝の建武七年（紀元3年）までのものが続く。また、これに六十二ヶ年の空白をおいて和帝の永元五年から十年（紀元35～39年）における七十七枚の木簡を綴合した冊書（128・1）もある。こうした内でも、多いのは前漢の昭帝、宣帝、元帝、成帝の頃の木簡であるとされる。

一九七三、七四年次の場合は、武帝の元朔元年（紀元前130年）の紀年簡が最も古く（但し、これは習書の簡らしい）、次いで、元狩四年（同29年）、天漢二年（同99年）、太始二年（同99年）などの紀年簡がみえている。下限に関わるものとしては、後漢光武帝の建武三年（紀元23年）の紀年簡がある。

報告書・研究書

一九三〇、三一年次の居延簡牘の積文、図版の公刊を行った主なものとして次がある。

○勞幹著『居延漢簡考釈 積文之部』、一九四三年六月、四川南溪県李莊石印本、線装、積文四冊、考証二冊。一九四九年一月、上海商務印書館鉛印本、平装二冊、国立中央研究院歷史語言研究所專刊之21、考証の部は未刊らしい。¹⁶⁾

○勞幹著『居延漢簡 図版之部』、一九五七年、台北、中央研究院歷史語言研究所刊、図版六〇五頁、解説二二頁、同研究所專刊之21。

居延簡牘資料における量詞の考察（三保）

○中国科学院考古研究所編『居延漢簡甲編』（考古学專刊乙種八号）、一九五九年七月、科学出版社。

○勞幹著『居延漢簡 考釈之部』（台北重訂本）、一九六〇年四月、台北、中央研究院歷史語言研究所刊、積文二四〇頁、「考証」七六頁（図版とも）、同研究所專刊之四十。一九六六年、右に、附圖二枚と英論文二四五頁とを付加して「再版」本が刊行された。

○Michael Loewe "Records of Han Administration" 2 vols. Cambridge 1967.

○中国社会科学院考古研究所編『居延漢簡甲乙編』（考古学專刊乙種一六号）、二冊、一九八〇年七月、中華書局、この内の「甲編」は一九五九年版と同じ。

○馬先醒等編『居延漢簡新編(上)』、『簡牘学報』九、簡牘学会、一九八一年。

○陳直著『居延漢簡研究』、一九八六年五月、八八一頁、一九八六年五月、天津古籍出版社、本書の自序は一九六二年五月、勞幹氏の「居延漢簡積文」商務印書館本に基づく。

○謝桂華・李均明・朱国焯編『居延漢簡積文合校』、上下二冊、八九五頁、一九八七年一月、文物出版社、右の『甲乙編』（一九八〇年）、『甲編』（一九五九年）、勞幹氏『考釈』台北重訂本（一九六〇年）について積文の校合を行ったもの。

居延簡牘についての研究論文は少くない。今は次をあげるにとどめる。

○永田英正「居延漢簡の集成一、二」、『東方学報』京都四六、四七冊、一九七四年。「同集成」三、同誌京都五一冊、一九七九年。

右は、同氏著『居延漢簡の研究』（東洋史研究叢刊之四十一、一九八九年一〇月、同朋舎出版）の第I部に収められた。

居延簡牘資料における量詞の考察(三保)

居延簡牘は、書法の源流を探り、その変遷をたどる上でも貴重な資料となっており、次のような写真版(図版)が公刊されている。

○書跡名品叢刊『木簡残紙集1』、一九六三年七月初版、二玄社。

○同『(同)2』、同年九月初版、同社刊、永元の冊書を収める。

○小天山舟編『居延木簡』、一九七二年、日本教育書道連盟。

書評、大庭脩、『史泉』四七、一九七三年九月。

○赤井清美編『書道資料集成(第一期)漢簡』全一二巻の内『居延漢簡』八巻、一九七五年一〇月〜七六年一二月、東京堂出版。

○宇野雪村著・大庭脩解説『木簡の書』、一九八九年一二月、同朋舎出版。

居延簡牘の内より書的に興味深いもの二〇点を収める。

一九七三、七四年に発見された居延簡牘については次のような発掘報告、研究がある。だが、全体的な図版・釈文の公表は未だ行われていない。

○甘肅居延考古隊「居延漢代遺址の発掘和新出土的簡冊文物」、『文物』

一九七八年第一期。(関連する論文も同誌にあり)

○甘肅省文物考古研究所・甘肅省博物館・文化部古文獻研究室・中国社会科学院歴史研究所合編『居延新簡——甲渠候官与第四燧』、一

九九〇年八月(予定)、文物出版社。

二 量 詞

居延簡牘は、辺境守備隊の日常的な業務、および、その衣食住に関わる帳簿・文書類である。ここには多様な形体・類別表現、数量表現がみられるが、度量衡などの単位を除いたものに以下がある。まず、若干例を引いて様子をみよう。

(イ) 田卒昌邑国邠宜年公士丁奉徳年廿三

「袍一領 束履一両
単衣一領 袴一両」 P

(303・40)

この簡(286×211)は、その上部三分の一に「田卒……廿三」と記され、途中、空白を置いて下部三分の一に別筆で「袍一領」以下が記入されている。田卒に衣料を支給した帳簿冊中の一簡とされ、末尾の「P」印は受領者のサインらしい。⁽¹⁷⁾公文書で人の名籍をいう場合は、郡(国)名・県名・里名をあげ、爵位あらば爵位を記し、次いで姓名・年令を記す。「昌邑国」は、武帝天漢四年(紀元前59年)から昭帝元平元年(同74年)の二十四年間、山陽郡(山東省金郷県西北)を改名して置かれた国、「邠」⁽¹⁸⁾は県名、「公士」は漢の二〇等爵中の最低の爵。

支給品は、「名詞+数量値(数詞+量詞)」という形式で列挙されている。「数量値」を「数量詞」「数量節」「数詞節」という人もいる。この形式は、居延・敦煌出土の漢簡類にはふつうにみえるものであり、これは同時代の墓葬出土の遺策類でも同様である(量詞を伴わない形式もある、後述)。漢代以降の文言文では、数量値を形容詞的に用いた「数量値+名詞」という形式が多くなり、今日の白話では、むしろ、この形式しか許されないとされる。⁽¹⁹⁾しかし、右の形式は、少くとも八世紀、九世紀にかけての帳簿・文書類にもみえている(別稿)。これが、当時における一般的な用法の一つであったのか、または、帳簿・文書類には、こゝとさら、こういう用法が採用されていたのか、等々、こうした点については慎重に検討してみなければならぬであろう。量詞そのものの発生、あるいは、その展開・発展等の問題とも深く関係していよう。

(ロ) 戊卒儼得安国里毋封建国病死

官製一領 錢二百卅
初元五年十一月庚午朔
練一両 庚辰令史□□廿四□□□

饒得県安国里出身の母封建国が、初元五年（紀元前四年）十一月庚午朔、任地で病死したので、その遺品を整理したものらしい。官給の襲・袴、私物の練などの明細書で、現物とともに上級官署を経て出身県へも発送（返送）されたかと思われる。

右には、田卒・戍卒の衣料を列挙する簡牘を例示した。これらにおいては原則的に量詞が添え用いられている点に注意したい。

(イ) 1——広地南部言永元五年六月、官兵釜磗月言簿、

2 承五月餘官弩二張、箭八十八枚、釜一口、磗二合、

3 今（この字の末画を）
餘官弩二張、箭八十八枚、釜一口、磗二合、

4 具弩一張、力四石、木閔、

5 陷堅羊頭銅鏃箭卅八枚、

6 故釜一口、鋗有綱口呼、長五寸、

7 磗一合、上蓋缺二所、各大如踈、

8——右破胡隊兵物

9 具弩一張、力四石、五木破、故繫往々絶、

10 宝矢銅鏃箭五十枚、

11 磗一合、徹盡不任用、

12——右河上隊兵物

13——凡弩二張、箭八十八枚、釜一口、磗二合、 毋入出、

14 永元五年六月壬辰朔一日壬辰、広地南部

15 候長信、叩頭死罪敢言之、謹移六月見官兵物

16 月言簿一編、叩頭死罪敢言之、

右は、七十七点もの木簡（各簡239×10）の連続された永元の冊書、「兵

釜磗簿」の首部である（簡1から簡16まで、句読点私意）。この前に「入南書二封居延都尉九年十二月廿七日廿八日謹詣府封完
永元十年正月五日重食時狐受孫昌」（128・2）の一簡を置くむきも

あるが、本稿ではこれを探らない。簡1から簡13までが帳簿（簿書）、簡14から簡16までがその送り状（公文）である。永元五年（紀元元年、後漢和帝）六月、現有する官物の兵器、釜、磗いしすの状況を報告したもので、広地南部候長が上級の広地南部候官にあてた文面となっている。弩箭以下の器物とその数量には、原則的に量詞が添えられている。右は、①永元五年の月言簿であるが、これに続いて、②永元五年七月の月言簿、③永元六年七月の月言簿、④永元七年正月から三月までの四時簿、⑤永元七年四月から六月までの四時簿が位置している。⁽²⁰⁾これらにおいては、右と同じ内容（器物の員数、損傷の情態）が繰り返され、同様の量詞がみえている。

この連続された冊書は、実は、上計簿作成のために必要な部分をつぎはぎしたものとされる。⁽²¹⁾しかし、器物の損傷情態は、三年たっても一向に改善されていない。それなのに、こうした詳細な記帳や報告書作成が繰り返されているのである。これは、一見、惰性的、形式的な姿のようにもみうけられる。だが、「漢代官僚組織の常態」の一として、「こと文書に関する限り、極めて厳重な規則があり、しかも、規則通り行なわれていたと断じて、決して過言ではない。」とされる（注21、米田氏論文）。漢の帳簿行政がいかに徹底したものであったかということについては、異口同音に説かれるところである。

(一) 量詞を用いる場合

さて、量詞につき、広く用例を収集すれば次のようになる（度量衡の

居延簡牘資料における量詞の考察 (三保)

単位を除く)。但し、「人」「両」「領」、その他、用例の多いものは一部にとどめた。また、校合されたテキストの間に異同が多く、ために収集を見送ったものもある。後日、より正確な積文が公表されたならば再調査してみたい。語釈に際しては、先学の論考を参照した。⁽²⁾

(1) 合カワ

○ 広地南部言永元五年六月官兵釜磗月言簿／承五月餘官弩二張箭八十

八枚釜一口磗二合(下略)(128・1)……同例繰り返り返しあり

(2) 茎ギヤウ

○ 木二茎(38・18 B)

(3) 口ク

○ 釜一口(128・1)……右の(1)「合」の条参照

(4) 区ク

○ 宅一区万(上下略)(37・35)

候長礼忠の屋敷一ヶ所の評価額一万錢、の意。

(5) 具グ

○ 車牛一両 弓一具矢八十二枚 卍(334・30)

○ 系把絃二具(482・4)

○ 馬鼓一具(350・39)

○ 出火遂二具(505・10)

「出火遂シ」は、陽鏈、火鏡をいう。

○ 疎比一具(41・20)

「疎比」は「師比」とよんで帶鉤(服飾具)と解すべきかとされるが(岡崎敬氏)、櫛(くし)のことではなからうか。馬王堆一号漢墓にも「疎比一具」(簡三三)とみえる簡がある。これは梳と篋との一セットを

いうものらしい。

(6) 卷クワン

○ (上略)・出二卷以給南部候長(232・33)

帳簿をいうものであろうか。他には「編」を用いている。

(7) 券クワン

○ 粟一券寄粟／二券寄粟(48・12 B)

存疑。ふつう、粟は、稗程・黍米・豆・塩などに同様、「斛・石・斗・升」の単位で計量する。

(8) 歳サイ

○ 居延丞印 方相車一乘／用馬一匹驛牡齒十歳高六尺 閏月庚戌

北(53・15)

馬の年齢をいう。牛馬に関する記録書には、毛色、牡牝の別、年齢(齒

○ 歳)、身長が記入されている。

○ 齒八歳其一黄齒泉五百大泉五枚(240・26)

(9) 齊サイ

○ (上略)後数日府医来到飲藥一齊置 (49・31、49・13)

○ 第十嗟卒高同病傷汗 飲藥五齊 (265・43)

薬の場合、材料(生薬)は「両・分・刀圭」で計量するが、調合した散薬(散劑)は「齊(劑)」で数える。武威漢代医簡によれば、散劑は酒飲するものが多い。

(10) 隻シヤク

○ 牛牝一隻 「母」直六十(217・29)

錢出入簿である。「牝かんな」は肥たる牛の脯(ほし)という(集韻)。

○ 買箸五十隻(237・27)

(1) 所^{シヨ}

- 駅一所馬二匹鞍勒各一[□] (18・18)
- 駅には、鞍、勒(くつばみ、銜)などの馬具を具えた騎乗用の馬が備えられていたらしい。

(2) 乗^{シヨウ}

- [□]徐党年廿七 軺車二乗 八月庚子出 用馬一匹 九月甲戌入 (25・2)
 - 「軺車」とは、一、二匹の馬で引く小型の軽い車をいう。「軺」の音はエウ、またはゼウ。「方相車」はその箱型のものか。「牛車」は「両」で数え、混同することはない。
 - 弩一矢廿 同[□] 軺車一乘馬二匹 (36・6)
 - 軺車二乘直方(上下略) (37・35)
 - この礼忠簡によれば、軺車一乗の価格は五千銭、牛車一両は二千銭。
 - 入方相^(ママ)一乘駿牡馬一匹齒八歳 子贖 (33・9)
 - [□]用馬二匹軺車一乘^{□□□□} (44・15)
 - 居延守徵守常 軺車一乘 (51・6)
 - (上略) 居延丞印 方相車一乘/用馬一匹驛牡齒十歳高六尺 潤月 庚戌北[□] (53・15)
 - [□]二^(マ)方箱^(相カ) 車一乘 (336・15)
 - 軺車一乘馬一匹聊牡齒九高六尺 ^{□□□}南入 (506・3)
- 居延漢簡における馬、車乗については森鹿三氏に分析があるが、八歳頃が馬の働き盛りであったようである。

(3) 束^{ソウ}

- [□]丙辰 出菱卅束食伝馬八匹/出菱八束食牛 (32・15)
- 出菱八十束 以食官牛 (217・13)

- 入菱百卅束[□] (219・31)

「菱」はまぐき。「出」「入」は官倉の出納をいう。

- 需載十束/千馬矢三石/[□] (沙カ) 三石 各[□] (213・50)

「載^{しよ}」はちがや(茅)の根のことであろうか。「需載」を「薪」にするものがある。乾燥させた馬糞などともに亭燧に常備しておき、敵の来襲時にこれらの灰、汚物、毒、刺激物などを振りまき、その耳目を攪乱させるといふ(注22、初師賓氏論文、一八三頁)。

- 入錢六百 隳長^{□□□□}月乙酉佐博亮菱二束魏郡侯國/令史馬谷所直 (269・6)

(4) 張^{チヤウ}

- 餘官弩二張 (128・1) ……先の(1)「官」の条参照
 - (15) 頭^ツ (↓匹^{ヒツ}・枚^{マイ})
 - [□]牛二頭 二月甲戌南入 (41・28)
 - [□]車二両/[□]所乘[□]黃轄牛二頭/^{□□□}掾[□] (288・34)
 - 出魚一頭 (80・22)
 - [□]餘五千頭宮得魚千頭在吳夫子舍^{□□□}復之海上不能/備[□] (以下略) (220・9)
 - 鮑魚百頭 (263・3)
- (16) 通^{ソウ}
- 出塙上昔火一通 元延二年七月辛未[□] (39・20)
- 「塙^ウ」は、烽燧の望楼を軸として築き上げられた方形の障壁で、厚さは一・八メートル位から三メートル以上、高さは四・五メートル前後、内部に営舎や炉がある。塙そのものが防禦設備であるがこの上に信号の装置が施されていた。「昔火」はたいまつ、また、かがり火。居延の遺

跡から長さ八二センチ、径八センチの「苜」が発掘されている。⁽²⁴⁾ 韋を束ねて作る。苜火、また、表(信号用のはた)などの受け伝えには「通」を用いる。

○ □一苜火一通 / □上一苜火一通 / □君庆^(マツ) (112・25 A)

○ 出墩二苜火一通 (486・49)

「墩」は望楼、墩楼ともいう。高さ二〇メートル余、平面九メートル四方といったものもある。

17 条^{テウ}

○ 鞞督十二条母組・十一空母章絞・母緯母四縲 (14・23)

「鞞督」は兜脊、胄、かぶと、「組」はひも、「母」は無の意。

18 人^ニ

○ (上略) 伝馬三匹既佐一人徒四人 (3・33)

○ 小奴二人直三万 / 大婢一人二万 (上下略) (37・35)

この礼忠簡によると、未成年の奴の値は一人が一万五千錢、成年の婢は一人が二万錢という。

○ 詔伊循候章^(発カ) □ 卒日持楼苗王頭詣敦煌留卒十人女訳二 / 人留守

□ (303・8)

19 匹^{ヒツ} (↓頭^ヅ)

○ 馱馬驛一匹 (下略) (10・18)

「驛」は赤黄の毛色をいう(驪は黒毛、駸はぶち、騊はあし毛)。

○ 第十候長楊褒 馬一匹駟牡齒五歲^(マ) (18・13)

○ 用馬五匹直二万 (上下略) (37・35)

礼忠の財産明細記録の一、馬五匹の値が二万錢に相当するという。

○ 馬一匹 (90・39)

○ 馱馬一匹 用食三石六斗 (下略) (192・24)

○ 畜馬 / 一匹 (上略) (192・25)

○ 伝馬十二匹 / 伝車二乘 (212・69)

○ 候馬二匹 (515・45)

○ (上略) 卒馬一匹 (560・8)

右、馬を数える場合には「匹」を用いる。「牛」などは「頭」で数える。「匹」字は、この他、布帛の単位としてもみえている。

20 封^{フウ}

○ □邑筆一 / □当書一封 (51・8)

○ 入南書二封^(居延郡尉九年十二月廿七日廿八日謹詣府封完 永元十年正月五日董食時孤受孫昌) (128・2)

南向けの定期報告書二通の意。完封の捺印をする。

○ 檄二封其一張 / □書一封張掖大^(マ) (274・4)

「檄」は、燧の見張りが異常を発見した時、関係方面に発せられる緊急の報告書(警報)。完封する。

21 編^ヒ

○ □病書一編敢言^(マ) □ (7・22)

○ 河平三年正月庚寅朔丁巳 □塞尉義敢言之謹移見錢出入簿一編 / 敢言之 (269・3)

帳簿などの冊書を「編」で数えたものらしい。

22 枚^{マイ} (↓頭^ヅ・匹^{ヒツ})

○ 繫十枚弩一石 (174・29)

「繫」はロープか(弩に付属するか)。弩の性能は石数で表示する。

○ □□□繩五枚 蘭負索一幣^(マ) / (上下略) (284・13)

繩は「丈」をもって数えるのがふつうである。⁽²⁶⁾ 「蘭」は「服」に同じ。

- □ 梟□弦□十二枚当以遺罷卒今□ (264・30 A)
- 糸承弦八枚国 (下有雜書) (428・7 A)
- 弩弓の弦をいう。「承弦」は、また規定の長さに裁定してない予備の弦である。「梟」はあさ。古今、弓弦には麻弦が最適とされる。
- 右は、繫、繩、弓弦などを「枚」で数えた例である。
- 承五月餘官弩二張箭八十八枚 (128・1) ……先の(1)「合」の糸参照
- 具弩二矢六十枚 (280・12)
- 「具弩」は、常用の弩をいう。この「枚」字につき、『甲乙編』『甲編』『台北重訂本』の三者、また、永田英正氏の著『居延漢簡の研究』(二一五頁)では「支」字となっている。
- □ 車牛一両、弓一具矢八十二枚 P (334・30)
- □ 蛮矢二千枚 (582・14)
- 「蛮矢」は短い矢をいう。以上は、箭、矢を「枚」で数えた例である。
- 服少一枚(上下略) (285・18)
- 「服」は、「蘭」に同じく、やなぎい、えびらをいう。
- □ 把刀一枚数□ (551・43)
- □ 深目廿八枚膽十□ (454・20)
- 「深目」は、弩の照門・照尺器、あるいは、距離測定器をいう。
- 出四百卅邯鄲銚二枚 (26・29)
- 「銚」は農具、邯鄲で製作されたものであろうか。
- 今余斧金卅八枚 (498・1)
- 付什器(中略) 具插六枚／鈎十枚／斤二枚 □／斧二枚 □
- (85・4)
- 入什器 / 車伏一枚 □／高果一枚 具□□□／車放安一枚
- 具四分插一枚 (85・28)
- 赤厄五枚 直二百五十 (505・8)
- 右は、武器、および、什器の類を「枚」で数えた例である。
- □ 所作筆一枚□ (486・62)
- 筆は、居延の遺跡からも発見されている。関連して、「紙」も、既にみえているが、「五十一紙重五斤」(306・10)のように、これは「斤」で計量している。
- 六尺席廿枚 (61・21)
- 「六尺」を「十八尺」とする釈文もある(永田氏、集成二、二六二頁)。
- 入券七枚 隳長安国受尉□ (275・1)
- 「券」は、三斛入りの囊をいう(説文)。
- 右は、席・袋などを「枚」で数えた例である。
- 入狗一枚 元康四年二月己未朔己巳佐建受右前部(下略) (5・12)
- 狗三枚大小(上下略) (89・13 B)
- 買狗四枚 (246・40)
- 「狗」は、「官畜」として、いわゆる軍用犬・警察犬のような目的で用いられたとされる。中国では、食用にも供された。
- 入小畜鶏一鶏子五枚 元康四年二月己未朔己巳佐(下略) (10・12)
- 出魚卅枚直百□ (274・26 A)
- 右は、狗や魚鳥の類を「枚」で数えた例である(15「頭」参照)。
- 第九時未在□樹一枚 疆□園少半□ (240・4)
- これは立ち木の植物かとみられるが、はっきりしない(「莖」参照)。
- 23 両
- □ 二百七十五兩輪居延□／三十六兩輪橐他□ (32・18 A)

- 牛車一両(187・14)、また、(250・19)
- 入粟大石二十五石／車一両 始建国六年二月己丑将□守尉□／輸候官(266・32)
- □車牛一両 弓一具矢八十二枚 P(334・30)
- 掖甲渠正月尽三月四時出折傷牛車二両吏失亡以□□／□(甲附30)
- 右は、牛車・荷車の類を「両」で数えた例である。「両」は「輛」に通じようか。「輶車」を数える場合には「乗」を用いる。
- 田卒淮陽郡長平業陽里公士兒尊年廿七
貫贄取(19・40)
- 田卒兒尊への支給品リストである。「贄」は、『甲乙編』に「贄」、『甲編』と「台北重訂本」に「贄」とする。「本人のかわりに貫贄という人がうけとつたのであろう。」(岡崎敬氏)とされる。「絺」は足袋、靴下の類をいう。「絺」は「絺」「絺」に同字、「襪」に等しい。「犬絺」は官発の狗布襪、「私絺」は私物(出身地発の官送品か)の靴下。「絺」はスポン状の下衣をいう、「袴」に同じ。この簡については後にも触れる。
- 阜布単袴一両／官裘一領(82・16)
- 「阜布」は黒布の意。
- 梁・国(上部に横書きする)／睢陽戍卒西尉玉柱□／裏襲一領／阜布復袍一領／阜布禪衣一領／阜布復袴一両／泉菲一両／常韋二両(179・2A)
- 梁国睢陽県より派遣した西尉里出身の戍卒玉柱宛の衣類包みに添付されたリストらしい。衣類包みは出身県より送られてきたのであろうか。衣類に、「復袴」のようにあるものは、それが裏付きの厚手のものであることを意味する。「泉菲」は麻のくつか。「韋」(台北重訂本では「庸」)は皮(なめし皮)製品か。
- 復袴百一両——□(484・26)
- 履二両□(90・36)
- 故漆履一両直□(100・24)
- □一履一両 縞一両 □(介粉)一両(102・9)
- □□□ 官布復袴一両 官泉履一両□ 私布襲一／□□□□領 □官□□□／□□□□(217・30)
- 阜布禪衣一領／阜布復袴一両／大絺二両／泉履二両／第九(大字に) (260・23A)
- 絹糸二斤直四百卅四 (中略) 弋韋沓一両直八百五十(262・28A)
- □取革履一両／□布絺一両(268・38)
- □廿三幣囊絮三枚革履二両夜亡去□(346・30、346・43)
- 革履一両出(565・23)
- 「履」ははきもの、泉糸製によるもの(泉履)が多いが、「素履」「革履」、また、漆塗りのものもみえている。「縞」は絲曳の履という。
- 右は、絺(足袋の類)・絺(スポン下)・履(はきもの)などを「両」で数えた例である。
- 24 リヤウ
- 建昭二年閏月丙戌甲渠令史董子方買鄣卒□(歐カ)威裘一領／直七百五十約至春錢畢已旁人杜君雋(26・1)
- 董子方は鄣(候官)の卒の歐威から「裘一領」を買った、代価七五〇錢は春になったら払い畢ると約束した、この証人は杜君雋、といった意味であろうか。「裘」は皮製の衣服をいう。「官」とあれば官発(官給)。
- 鄣卒 縞大復襦一領 □□□□ □□□□ 単衣一領 □□□□ P (35・21)

「縹」は「縹」に同じ、帯、また、襟を綴る紐をいう。「襦」は、衣服の端に付ける小切れともいえるが、ここでは、縹子（地が厚く滑かた光沢があり、多く帯地などに用いる）のことであろうか。

○（上略）官裘一領／章衣一領（38・38）

○ 第一阜単衣八百領（504・19）

○ 袍一領（513・7）

○ 陵卒子章自言責第卅八隊長趙□官袍一領直千四百五十驗問収（甲附22）

この他、先の田卒児尊、戌卒玉柱に関する衣類のリストにおいても、襲、袍、禪衣などには「領」が用いられていた(23)、「兩」の条。「襲」は上衣、または、外衣、「袍」は襲の下にきる內衣。「単衣」は裏の付かないひとえのきもの、「複袍」は、その対であわせをいう。

(25) 輪

○ 一兩其一輪載之空偏尽一輪一□（左側）折一兩（下略）（24・6）

荷車の車輪をいうものであろうか。

(26) 圍⁺（存疑）

○ 丈三圍（260・16B）

断簡のせい、文意が明かでない。

居延簡における量詞は以上のとおりである。中には存疑例も含んでいるが、これらは古典語文（漢代文言文）における用例として、極めて重要なものとなる。

なお、右に関連して、まれに次のような例がみえる。

○ 城官中亭治園条^{韭三畦}^{葵七畦}^{凡十二畦}其故多過条者勿減（506・10A）

「治園」とは、田卒に課せられた菜園づくりのことらしい。これは、

「畦」（あぜ、うね、はたけ）そのものを量詞代りに用いた例である。

(二) 量詞を用いない場合

右には、居延簡（一九三〇、三二年次分）にみえる量詞を収集した。しかし、別には、量詞を伴わない、数詞だけの数量表現もみえ、用例数は、こちらの方が上回るようにみうけられる。その一端を示す（出現順）。

○ 行水兼輿船十二（上下略）（5・3、10・1、他）

○ □矢二完／□一完（7・4）

○ 陷堅重矢二百完（10・5）

○ 第廿五車父平陵里辛盈川

官具弩七 紺胡一 弩幅九 承弦十四

承弩二 由皮一 蘭七 私劍八

有方三 斬干十 蘭冠七

藁矢三百五十 斬幡十 服七

藁重千五十 （10・37）

○ 革甲廿完（14・22）

○ □一完 蘭一完／□五十完 蘭冠一完（26・33）

○ 服一完（30・1）

○ ・蘭一完（30・2）

○ □范牛車一兩 弓一矢廿四劍一 三月己丑出 大麦（37・6、340・38）

○ □／藁矢銅鏃五十完／蘭蘭冠各一完母勒本受姑威完□糸紘一完母勒

／糸緯一完母勒（38・39）

○（上略）六石具弩一完／弩幅一完 藁矢□（42・22）

居延簡牘資料における量詞の考察(三保)

○ 第二長別田令史勢德車一両

○ 斧二 柄二 釜一

斤二 桶六 輪索豫十不輪

鋸一・少一 承軸一 車屋三不輪

椎一・少一 承軋一小木五 駟相二・少二 (47・5)

○ (上略) 六石具弩一完 (51・1A)

○ □石具弩十其四傷淵灌胡關非如意臨渠／三石具弩四皆傷／脊十四完

／盾四完／陷堅藁矢五十其五呼／藁矢千五十其卅四呼三關非十

二如意二第六／八臨渠廿一完軍／藁矢千二百其卅呼灌胡十八關非

三如意二第六八臨渠／六完軍三 (75・17)

○ 弓一積丸一矢十二 (87・12)

○ 弩一幣 (112・19)

○ □第五隄六石具弩一 (210・6)

○ 泉長弦一／弩一 (213・35)

○ 器疎(上部の)／緩瓦一 筥一 鋸一 厄一 斗去盧二／更于一

酒柶十 瓶一 三斗去盧一／于二 小画柶十

盆二 小盆一／贊一 炊帚二□□二□□／蓋二 □主各一

□ (220・18)

○ □藁矢卅九弩一完 (234・12)

○ 斬幡三 (235・2)

○ 木中隄斬幡一完 (240・19A)

○ 入幡十一 泉長弦三 一凡十五 (255・19)

○ 第十八藁矢三 凡廿四 (266・14A)

○ 藁矢銅鍍三百 一 (267・14)

○ 当北隧卒馮毋護 三月乙酉病心腹丸藥卅五 (275・8)

○ □百 八月甲子買赤白繪蓬一完 (284・24)

○ 頭六十／肺六十／胃百□百錢／寬卅／二百(以上) 肝五十(勞氏述)／迹廿／頸十錢／心卅斤／黃將十(中以上) 乳廿／舌廿／界十／□十(下以上)○ 將軍器記(上部の) 大案七／小案十／圈五／大杯十一(以上第) 小林廿七／大槃十／小槃八／小尊二(以上第) 大尊二／大權二／小權二／具目三(以上第) 徑程二／衣篋三 (293・1, 293・2)

○ 戌卒渠国睢陽第四車父宮南里馬広 錘二 承鈺二破／鋸二

釜一完 (303・6, 303・1)

○ 桶五一留 鈎三 輪二 軸一付□鋸二 斧二 拳鉆二 (312・17)

○ 汲桐二直卅 繫弩繩卅二丈直五十／泉長弦四直百 音繩廿丈廿

／桐繩二困折藁二直百五十 服二直廿／膠二斤十五／揚弩繩一直十

／桶革一直十 (326・6A)

○ □馬一匹弓一矢五十劍一 (407・20)

○ 彈弓一直三百服負□九月奉□ (462・2)

○ 雄鷄一雌鷄二 (511・18)

右には、数詞だけみえて量詞の添えられていない場合を例示した。中には、量詞を省略したかとみられるものもあるが、他方、当時、未だ量詞が定まっていなかった(あるいは、なかった)ためのものもあるかもしれない。こうした情況は、敦煌簡牘資料においても同様であった。

ところで、以上の他に、量詞を用いる場合と用いない場合との中間の形式として、次のような例がある。

○ 藁矢二百一／藁矢六十(以上) 三石具弩三／三石承弩一(以上)

□/□ (下段) (239・53)

これは、数詞の下に「一」印を記入するものである。用例数は少いが、次のような類例が拾われる。

○ 革鞆四一/有方一 (239・81)

○ 三石承弩一/子□/弩幅四 (239・98)

○ □ (上部の
標題が) 白布単衣一/阜布単衣一 (264・14)

○ 斧二一 番六一 (303・16)

○ 守御器簿 (標題) 長斧三皆缺徹/長椎三一/長楯三一/長杆二/木
面衣三一/弩長臂三一 (以上第
一段)

二具/皮冒革革各一母冒/承空三一/破釜一 (以上第
二段)

二石/瓦箕科各二斗少一/沙馬矢各二石一/羊頭石五百一/槍三十
一/小菅三百一 (以上第
三段)

篷三一/不具一/布表一/鼓一 (以上第
四段)

接楪三一/木椎二一/戸戊二一/簞一 (以上第
五段)

下合各一/儲水嬰二/汲落二/大積新三/藁盛藁三 (以上第
六段)

・1)

これは、長さ約二三センチ、幅三・五センチの木牘に記された燧の備品台帳であり、わが国においてもしばしば言及されている。²⁹⁾しかし、貴重な用例とされながらも、それらの釈文には出入りがはなはだしく、未だ信用すべきところを知らない。中には、「一」印を省いたり、「三」を「四」と改めたものもある。右の釈文も完璧なものではなからう。(沙馬矢各二石一)の条なども問題であるが(永田氏著書には「沙馬矢各二百一」とある)、「出火逐二具」とある条は、「一」印の意味を考える上での手掛りとならう。

居延簡牘資料における量詞の考察 (二三保)

簡 506・1につき、図版『居延漢簡甲乙編』上冊の「甲図版考肆捌、

一九九一番)によれば、「一」印は、他の文字の筆遣いより太目の筆になり、漢数字「一」の長さより短か目である。藤枝晃氏は、この簡に言及された折(注22文献)、「一はチェックのしるし」と解説されている。照合、あるいは、点検の折のものということであろうか。「一」が、そうした機能のものということであれば、先の量詞を用いる場合の用例群の中にも、これがみえていてもよいであろう。しかし、そこには、これが見出せない。案ずるに、これは、量詞それぞれを表記すべきところ、「一」印で代用したものではなからうか(別の資料には句末符号^(句読符)としての用法もみえている、別稿)。いってみれば、表記作業の手抜きということになるが、量詞の存在(性)そのものまでを省いたものではなからう。

簡 506・1では、また、数の表記に、漢数字の他、横棒「一」の本数が用いられている。この方式は、わが国においてもままみられるものであるが、居延簡牘においては珍しい。³⁰⁾この方式は、現場で器物を即物的に点検していく場合に便利であろう。この木牘は、あるいは、守御器簿の下書き(土代)ではなからうか。とすれば、その清書の時点において、然るべき量詞が用いられることになったのかもしれない。

(三) 一九七三、七四年次の居延簡牘

右には、一九三〇、三一年次の居延簡牘についてみてきた。こうした情況は、一九七三、七四年次の場合でも同様かと推測される。だが、その全体については未だ確かめることができない。

一九七三、七四年次の居延簡牘には、冊書のものとの姿をとどめている

もの、あるいはまた、冊書に復原可能なものなどがかなり含まれており、この点でも価値は高いとされている。それらの内から、今、A、始建国二年(紀元〇年)の「橐他莫当隧守御器簿」(肩水金閔出土)の場合と、B、建武三年(紀元三年)の爰書、「候粟君所責寇恩事」(破城子出土)の場合とについてみてみよう。

A 橐他莫当隧守御器簿

甘肅居延考古隊の概報(既出『文物』一九七八年第一期)に図版(写真)が掲出されている。永田氏は、これによって次のような釈文を示された(同氏著書、三三四頁)。冒頭の数字は排列された簡番号、()内の数字は図版番号である。「隧」(=燧)は、今、原簡のままとする。

- 1 (1) 始建国二年五月丙寅朔丙寅、橐他守候義、敢言之。謹移莫當隧守御器簿一編、敢言之。

1 (2) (1の裏面)

令史恭

- 2 (3) ・橐他莫當隧始建国二年五月守御器簿
 3 (4) 驚□□石 深目六 大積薪三
 4 (17) □□三楠九斗 軋射十一 小積薪三
 5 (6) 驚楠三石 □□ 汲器二
 6 (10) 馬矢橐一 □□□ □□□二
 7 (14) □蘭一 布蒸三 ……
 8 (22) 弩長臂二 □ 狗二
 9 (16) □羊頭石五百 戸閔二 狗二
 10 (15) 長杆二 鎗卅 狗籠
 11 (20) 連挺四 芮薪二石 □

12 (8) 長梧四 木薪二石 小菅三百□

13 (19) 長椎四 …… □□□□□

14 (5) 長斧□ □二石 瓦□二

15 (12) 始□斤 鼓一 木椎二

16 (9) 薰火□□七 □□一 播一

17 (13) 木置衣二 破釜一 鐵戊三

18 (7) 皮置草菓各一 □□二

19 (8) 承□□ 瓦奠二

20 (21) □…… ……

21 (23) □二具 □

22 (11) ・橐他莫當隧始建国二年五月守御器簿

この二十二点から成る冊書は、橐他候官から上級官庁の肩水都尉府に提出された帳簿(簿書、簡2~簡22)とその送り状(公文、簡1)である。ここには、量詞が原則として用いられていない(例外的に簡1に「守御器簿一編」とみえる)。永田氏は、また、居延漢簡の簿籍類を様式毎に分類され、集成されているが、その「Ⅲ 器物」の部におけるイ「守御器簿」の類にも量詞がみられないようである。(例外的に「□今餘斧金卅八枚(簡498・1)のような例がある。同氏著書、二八七頁)。あるいは、こうした守御器簿では量詞を用いない、または、省略するといった決りかしきりでもあったのであろうか。

しかし、右の冊書については疑問も提出されている(注29、永田氏論文)。即ち、その一は、橐他候官から肩水都尉府に送達された守御器簿であるのに、内容は莫当隧のものだけであって、他に所属していたはずの延寿隧、吞胡隧などの守御器簿が含まれていないということ、その二

は、大湾の肩水都尉府に宛てられた冊書であるのに、肩水金関こんかん（大湾から東北へ約一〇キロ程度離れている）から出土したということ、などである。専門家により、やがて究明される問題であろうが、この冊書が正文しょうもんでなく、その写しか控えの、一部であったとすれば、疑問は解けるのではなからうか。送り状が添付された形態ではあっても、これがそのまま上申文書となったとは限らないであろう。防禦力の維持、また、帳簿業務の遂行のために、他の際の守御器簿などを参照することも必要であったと思われる。下書きや写し・控えに量詞が省かれる可能性のあること、量詞を「一」印で代用した守御器簿（簡506・1）のあることなどについては先に言及した。

B 候粟君所責寇恩事

同じく概報に図版され、また、同隊の簡冊整理小組による釈文も公表されている。³⁾この文書は、建武三年（紀元三年）十二月、甲渠侯の粟君が民の寇恩に貸した穀について訴訟を起した、その取り調べの結果、これは粟君の誣告であることが判明し、彼は「政不直者法」に問われた、という裁判書類である。

この冊書は、都合三十六点の簡牘から成るものである。その内訳は、取り調べ時の口述記録（爰書）二十点、同九点、張掖郡居延県都郷嗇夫宮から居延県廷への報告書四点、居延県から甲渠侯への通達書二点、および、この冊書の名称を記した楬ふた（付け札）一点であり、これらにおいては、原則として量詞が用いられている。次に抽出するのがそれである（「石・斗・升」「斤」は除く）。数字は右釈文における簡番号である。

(1) 合ガフ

居延簡牘資料における量詞の考察（三保）

○ 大筥一合（11）（24）（簡11と簡24とに所見する。以下同様）

「筥」は、竹篋を編んで作った箱形の、覆い蓋をもつ容器。馬王堆一号漢墓からは、その遺策に符合する衣物、絲織品類、食品類などを入れた四十八合が出土している（長さ五〇センチ位、幅三〇センチ位）。

(2) 歳サイ

○ 年六十六歳（3）（21）

○ 齒八歳（5）（8）（22）（23）

○ 齒五歳（5）（22）

初めの例は寇の年歳、後二例は牛の年歳についていう。

(3) 頭ツ

○ 牛一頭（4）（5）（7）（22）（23）（29）（29）

○ 魚五千頭（6）（23）

(4) 枚アイ

○ 羊韋一枚為囊（11）（24）

○ 繩索二枚（12）（25）

前者は羊の一枚皮で作った袋をいう。「繩」は義未詳。

当時の公文書は、上申文書や下達文書を引用して作成されるのが常である。これも同様であり、ために、同一例が重複している。原則として、量詞は添え用いるという姿勢が看取されるが、次の二例（延四例）については量詞が用いられていない。あるいは、その選択に窮したものであろうか。

○ 大車半榑軸一、直万錢（11）（24）（「榑」は簡24に「榑」とある）

○ 一石去廬一、直六百（11-12）（25）

前者は車軸に関わるものであろうか。「去廬」は、先にもみえていた

が、竹か柳を編んで作った食器らしい。「直」³²とは、それらを評価額で換言したものである。単位は「錢」(行錢)。

右は、量詞が積極的に用いられた文書と認められる。リスト様の文書でなく、従って、量詞の登場場面も多くないが、金錢に関する訴訟文書であるため、その数量表現は量詞を添えて正確に行われたものであろう。一九七三、七四年次の居延簡牘の一端について述べた。文書の性格は、必ずしも同じではないが、ともに一世紀初頭のものである。ところが、一方には量詞がみられず、一方には量詞が積極的に用いられているという二様が認められた。こうした情況から推測すれば、当時の文書世界には、既に、積極的な量詞用法が存在しており、これを用いる用いないは、文書それぞれの作成事情によるものであったのではなからうか。

三 結 び

本稿では、本研究の目標、ならびに、中国古代の簡牘資料における量詞研究の意義について述べ、あわせて、具体的な簡牘資料として居延漢簡を取り上げ、その量詞を収集した。同じ漢代のものであっても、墓葬出土の遺策類に比較すれば、その用例の収集効率は劣るようであるが、居延の簡牘だけでもこれだけの用例があり、かつ、用法があったという点には注目されてよからう。今後は、さらに、同時代、また、その前後の時代における用例を収集し、これをもって、(1)量詞個々について、(2)量詞相互について、また、(3)資料それぞれの特徴、(4)その他について、総合的・多角的な検討と帰納的考察を行っていくことになる。

さて、居延簡牘においては、量詞を用いたものがあり、また、用いな

いものがある。それぞれの点数は決して少くないが、二様の存在することについては、どのように考えるべきであろうか。

これら二様は、全く自在に行われていたと考えることもできる。しかし、二様が存在するという情況、また、当時の帳簿行政、上計制度の徹底していた³²ところからすれば、量詞を添える方が、適正な様式であるとされていたのではあるまいか。この点は、これを規定した律令でも発見されないかぎり、はっきりさせようがない。しかし、竹簡・木簡といった不自由な書記材料、および、筆具、また、一々の量詞を添える知識労力などからしても、不用な文字は一ケ字でも省きたいところである。ところが、量詞を用いた例は少くない。就中、簡牘によってはそこにみえる物品のすべてに量詞を添えた例もある。また、衣物類における「両」「領」、車輛における「乗」「両」、馬牛における「匹」「頭」など、使い分けの整然としている量詞もある。居延簡牘は、紀元前・後二百余年という長大な時間帯における、また、複数地点における出土物である。これらは、人知を超えた、いわば、神の御心のままに取り遺され、かつ、出土したものである。こうしたアットランダムなものに原則的な使用、また、使い分けなどが認められるとすれば、量詞の使用、および、使用法は、当時、正式な書式の一として規定されていた可能性が高いと考えられる。³³量詞は、形体・類別表現、数量表現に大きく関与し、文書文言の正確度を高める力をも有している。

もっとも、規定された書式があっても、それがすべての場合において運用されるわけでもなからう。規定に従う場面もあれば、その必要のない場面もある。『正式』とは、清書して実際に上級官署に提出される文書(正文^{しょうもん})の作成様式(書式)をいう。これに対しては、正式でない文

書もある。一通の正式文書を作成するための下書き(土代、草案)やその素材となった文書、備忘メモ、走り書き、その他の資料や記録書・簿籍類などがそれである。また、上計するに際しては控え(案文)も残されたであろうし、下から上ってきた文書を査察するための査察・照合用の文書(写し、複本)も保管されていたであろう。これらは、むしろ、正式文書に数倍、数十倍して存在していたことと推測される。だが、素材文書であり、保管文書であるとすれば、その書記様式は、場合によっては簡略、省略の形も許されたであろう。量詞のみえない簡牘類は、あるいは、こうした性格の文書と関係しているかもしれない。とすれば、遺存する簡牘類については、そうした性格の判別を行いながら対処していかねばならない。当然といえは当然のことである。しかし、今日、これは容易なことではない。それは、簡牘類の大部分が断簡零墨であるからである。これは、漢簡資料の限界に関わる問題でもある。今後における簡牘研究の進展、方法論の開発が俟たれるところである。

簡牘類は、また、様式上、簿籍類と文書類とに分たれる。前者には、器物簿や名簿、勤務簿、記録簿などがあり、後者には、上申文書、下達文書、書信などがある。前者における一例として、先には守御器簿の場合について言及した。そこでは量詞を「一」印で代用した例、また、量詞を用いない例がみられた。一見するに、ここでは量詞を用いることに消極的であるようだが、この点はさらに検討すべきであろう。文書類における例として、永元の冊書と「候粟君所責寇恩事」の場合についてみてきた。これらにおいては、ともに量詞を用いるという傾向が顕著であった。上申文書・報告書における量詞用法の一端が知られよう。ところが、ここにも問題がある。即ち、簡牘類は簿籍類と文書類とに

二分されるといっても、その区分の分明でないことがあるのである。例えば、居延簡牘で最もよくみられる量詞に、衣物類に関する「兩」「領」があるが、これらのみえる簡牘の多くは、永田氏の分類集成でいけば、簿籍類の「Ⅲ 器物」の中の「ロ」成卒被兵簿「ほか」のCグループに相当する。従って、これらは簿籍類における用例ということになる。しかし、こうした扱い方は必ずしも正しいものではなさそうである。

先に、衣物に関する量詞の「兩」(24「領」)の条の冒頭に田卒兒尊への支給品リストを引いた(大湾出土、簡19・40、一四頁上段参照)。この簡の図版は、前掲『居延漢簡 図版之部』(五頁)、『居延漢簡甲編』(一六二番)、永田氏著書(口絵写真七四番)などに掲出されている。それによれば、上段に書かれた「田卒……廿七」の一行は波磔の利いた八分体であり、下段の「^一綰^一兩……貫贅取」は草隸体(やや右下り形)で書かれている。上段の文言までは、原簿にもとづいてあらかじめ作成されていたものであり、下段のそれは現品を代理で受領した貫贅の手跡であるとされる。従って、この簡は、受領者の加筆がなされた時点で受領の文書(受領証書)として成立、機能することになり、その量詞の使用も受領者の手になるものということになる。文書類は、その内容・構成上、簿籍類をそのまま踏まえて作成されることが多い。冊書簡帯のない状態で出土すれば、その性格も不明瞭となりがちである。加えて、積読者に別筆に対する配慮が欠けるようなことがあれば、事態はかえって混乱するかもしれない。

居延の地より漢簡が発見されてから既に六〇年が経つ。その研究もかなり進展しているようだが、基本的な、しかし、急務の問題として、もっと正確な積文を確定すべきではなからうか。従来、居延簡牘の積文に

ついでには、出土地点に対する配慮の不足、また、別筆に対する配慮の不足などが指摘されている。⁽³⁵⁾ いずれも重要な問題ではある。だが、積文そのものが、その全般において、今日、既に最善の方法で行われているとはいいがたいのではなからうか。例えば、保存・洗浄剤の検討、各界専門家から成る中日合同の研究班による積読、赤外線カメラ等による墨痕の判読など、検討の余地がなくなはないと思われる。原簡の痛まない内に、不鮮明な墨跡を読み定め、積文のゆれを極力抑え、より正確な積文を、早く、広くに提供していただきたいと念願する。

なお、日本の古文書においては、数字には大字を用いることになっている（公式令）。この規定の源流を探るのも本研究と密接に関係するところである。居延簡牘における漢数字は「一、二、三、……十、廿……」の体系が用いられており、「壹、貳、参、……」の体系は用いられていない。少くともこの問題に関するかぎり、二者の間に直接的な関わりはないということになろう。

（一九九〇年八月二日）

注

(1) 一九八八年一月発行、三省堂。二〇九頁に、「常用される助数詞」個々の事物につく助数詞」の一覧表が掲出されている。

(2) 池上禎造「助数詞攷」、『国語・国文』、第一〇巻第三号、昭和十五年三月。

(3) 浜田敦「七つの子がある」、『統朝鮮資料による日本語研究』、昭和五八年八月、臨川書店。本論考は、『国語史への道 上』（一九八一年六月、三省堂）にも掲載されている。

奥津敬一郎「日中対照数量表現」、『日本語学』、一九八六年八月号、七

五頁。

(4) 今日における日中両語の助数詞を、構造と機能の二方面から比較・対照したものに、張麟声氏の「日中両語の助数詞」（『日本語学』、一九八三年八月号）がある。

(5) 拙稿「古文書における助数詞（一）」、「同」（二）、「島根大学教育学部紀要」、第三巻第一号、同第二号、平成元年七月、同一二月。その他。

(6) 劉復著『中国文法講話』、一九三二年九月、北新書局。魚返善雄・中野昭磨共訳『支那文法講話』、一九四三年二月、三省堂。

渡辺実「日華両語の数詞の機能——助数詞と単位名——」、『国語国文』、第二一卷第一号、一九五二年。

また、郭明昆氏は、古代語でも、普通名詞（物質名詞の対）は必ずしも陪判詞が不可欠ではなく、また、筆写の労を省く必要上、文意の了解に支障のないかぎり、これを記入しなかったと述べられる（『華語における形体觀念』、『中国の家族制及び言語の研究』、一九六二年九月、東方学会発行、所収、四一三頁）。

(7) 少くとも最も広く用いられている称呼であろう。

(8) この鉛印本は、「校正をへていないため誤植が多く、石印本を併せみなければならぬ」とのことである。「という芳氏御自身の発言が紹介されている（日比野丈夫「芳幹氏の来訪」、『東洋史研究』、第一四巻第一・二合併号、一九五五年）。

(9) より適切には、「文言文」の内の「古典語文」（上古から漢代に至るまでの資料にみえる中国語文）というべきであろうか（『中国文化叢書1 言語』、一九六七年十一月、大修館書店、二〇三頁参照）。

(10) 高柳光寿・竹内理三編『日本史辞典』（角川第二版）、昭和五三年一月、

第二版第7版、角川書店。

- (11) 相田二郎著『日本の古文書 上』、昭和四九年五月、第一一刷、岩波書店、序説、一頁。

(12) 書類類は、その内容・構成上、簿籍類をそのまま踏まえて作成されることが多い。ところが、遺趾から発掘されるものは、ほとんど冊書簡帯の切れた、あるいは、ない状態のものである。それゆえ、それが文書・簿籍のいずれの部分であるのか、また、それが正式文書・非正式文書のいずれの部分)であるのか不明瞭のことがある。即ち、そこにみえることばの性格がはっきりしないことがある。また、文脈をたどりにくいという欠点がある。

- (13) 口頭発表、「漢簡資料における助数詞の考察」、国語学会、平成二年春季大会(同年五月二七日、於明海大学。要旨は、『同大会』要旨』、および、機関誌『国語学』、第一二二集(同年九月)所掲。

- (14) 大庭脩著『秦漢法制史の研究』、昭和五七年二月、創文社、八二頁。

- (15) 拙稿「敦煌簡牘資料における量詞の考察」、『島大國文』、第一九号、平成二年一月。

- (16) 今、国立国会図書館に所蔵されているものは、目録に「二冊、二二冊」とあるが、一冊に整本されている。内容は、(第一) 釈文 卷一―三、(第二) 釈文 卷四、附録 敦煌漢簡校文、索引之一。

- (17) 受領品を書かず、「P」とのみ書いた例もある(簡303・13、など)。また、「P」「J」の他、「自取」「受領者の人名」「同」取「同」為取」などと書いた例もある。

- (18) 日比野丈夫著『中国歴史地理研究』(東洋史研究叢刊之三十、昭和五二年三月、同朋舎出版部)、「漢簡所見地名考」の「三 昌邑の三郝」、一三

居延簡牘資料における量詞の考察(三保)

三―一四〇頁。

- (19) 王力著『漢語史稿』(修訂本)、一九五八年八月、科学出版社、中冊、二〇頁。また、注6の劉復氏の著書、四二(訳書、六三頁)。

(20) 「月言簿」は一ヶ月毎の報告帳簿であり、「四時簿」は、一ヶ年を三ヶ月単位の四期に分けた帳簿である。

(21) 米田賢次郎「帳簿より見たる漢代の官僚組織について」、『東洋史研究』、第一四卷第一・二合併号、一九五五年。また、前掲永田氏著書(二三三頁)にも、この冊書の例外的な性格についての言及がある。

- (22) 芳幹氏の『居延漢簡 考釈之部』、「考証」。

岡崎敬「漢代辺境兵士の被服について」、『東洋史研究』、第一二卷第三号、一九五三年。

吉田光邦「弓と弩」、『東洋史研究』(同右)

藤枝晃「長城のまもり——河西地方出土の漢代木簡の内容の概観——」、『游牧民族の研究』「自然と文化」別編2、京都、自然史学会、一九五五年五月刊、二二九―三四四頁。

林巴奈夫著『中国殷周時代の武器』、京都大学人文科学研究所、一九七二年。

初師資「漢辺塞守御器備考略」、『漢簡研究文集』、甘肅省文物工作隊・同省博物館編、一九八四年九月、甘肅人民出版社出版。

陳直氏の前掲書、

- (23) 森鹿三著『東洋学研究 居延漢簡篇』(東洋史研究叢刊之二十三之二)、一九七五年三月、同朋舎、四九頁。

- (24) 『文物』、一九七八年第一期、六頁。敦煌からは二メートル余のものが、また、楼蘭からは一メートル足らずのものが発見されている。

居延簡牘資料における量詞の考察(三保)

- (25) □ 繖二匹・三一(229・49)、縹一匹直八百／代表丈六尺直三百六十八／白練二匹直千四百 練一匹直千／阜二丈五尺直五百 馬君卒／巳(284・36)、□ 祿用桌十八匹一□(480・11)
- (26) □ 繩十丈札二百兩行五十(10・8)、■ 桌索五丈□(63・16)、(上略) 小繩卅八丈□(231・56)
- (27) 宣帝以後から後漢初期までのものという(馬衡氏『記漢居延筆』)。毛はいたち、軸は四つ割合の木製。その他にも次の類がある。
- (イ) 雲夢睡虎地一一号秦墓出土の筆(三支)、竹製、筆管の長さ一八・二センチ、直径〇・四センチ、筆毛の長さ約二・五センチ、細竹で作った筆套(長さ二七センチ、直径一・五センチ)に入る。
- (ロ) 敦煌馬圈灣の漢代遺趾出土の筆、竹製、長さ一九・六センチ、直径〇・四センチ、筆毛は狼毫、毛長一・二センチ(文物、一九八一年第一期)。
- (ハ) 江陵鳳凰山一六八号漢墓出土の筆(一支)、竹製、長さ二四・八センチ、直径〇・三センチ、上端は削尖、下端はやや太くて径〇・五センチ、毛腔は下端に位置するが、已に朽ちてない、細竹で作った筆套(長さ二九・七センチ、直径一・五センチ)に入っている(文物、一九七五年第九期)。
- (ニ) 武威磨咀子四九号墓(後漢の紀元三六〇～三〇年頃)出土の筆、竹製、長さ二一・九センチ、直径〇・六センチ、筆毛は長さ一・六センチ、外側は黄褐色の狼毫で覆い、筆芯と鋒は黒紫色の毛で作る、筆管の中ごろに隸書体で「白馬作」の三字陰刻がある(文物、一九七二年第二期)。
- (28) 当時、既に「紙」が存在したことについては、前漢(紀元前四〇～七七年)の西安市東郊出土紙(麻・苧麻)、同(紀元前五二年)の甘肅省眉水金閣出土紙(麻)、同(紀元前三〇～五年)の陝西省中顏村出土紙(麻)、以下の出土例が参照される(潘吉星著、佐藤武敏訳『中国製紙技術史』、一九八〇年一月、平凡社)。
- (29) 藤枝氏、注22文献、二六一頁。
- 永田英正「新居延漢簡中の若干の冊書について」、『富山大学人文学部紀要』、第三号、一九七九年三月。また、同氏の前掲書、二八九頁。
- 米田氏、注21文献、九三頁。
- 大庭脩著『木簡学入門』、一九八四年八月第一刷、八九年第二刷、講談社、一三六頁。
- (30) 大庭脩著『大英図書館蔵 敦煌漢簡』(一九九〇年六月、同朋舎出版)には、敦煌簡に、「獲斷金之利焉 始建國三年五月己丑下」(650、C 272)のようにみえる「三」の字は、王莽時代の特色であると述べられる条がある(一一五頁)。検討したい。
- (31) 本邦では大庭脩氏に次の考察がある。
- 「居延新出「候粟君所責寇恩事」冊書―爰書考補―」、『東洋史研究』、第四〇巻第一号、昭和五六年六月。後、注14文献に収める。
- (32) 注21、米田氏論文。また、左記に論述されている。
- 永田英正「簡牘よりみたる漢代辺郡の統治制度」の第三節、『講座敦煌』の第三巻所収、昭和五五年八月、大東出版社。永田氏の前掲書、三八八頁、その他にも論述がある。
- (33) ここには漢墓出土の遺策類における情況なども参照すべきであるが、これらについては後に詳述する。
- (34) こうした支給品簿、および、支給時の別筆記入につき、永田氏前掲書に言及がある(二九二～二九五頁)。
- (35) 森氏、注23文献、一九〇頁。永田氏、注34文献。

〔付記〕 「完」について

劉世儒氏『魏晉南北朝量詞研究』によれば、漢代には「完」という量詞があったとされる。即ち、その第二章、陪伴詞の「通」の条に、次のような居延漢簡を掲げて、

〔檄場上旁蓬一通〕(349・27)

「但在漢代『通』也可以説為『完』」と述べ、次の用例を掲げて、

箕木蓬一完 (553・4)

〔箕〕は『甲乙編』による、本書および台北重訂本は「其」

「通」指通体一貫、『完』指完整無欠。両者在詞義上原本就是可以互通的。」「(一六三・一六四頁)と、「通」と「完」との互通性を説いている。

また、第一章第八節でも、「八月甲子買赤白繒蓬一完」、「出粟矢銅鏃二百完」、「具弩一完」、「蘭冠一完」、「革甲廿完」の例を掲げて、「完」指完整、只要重在完整、適用範圍可以是多方面的、看上中心詞義類的多樣性可知。但這樣用同「具」字的部分用法實是重複、所以到了南北朝就只用「具」、不用「完」了(參看後「具」字條)。」と述べ(七〇頁)、それまで用いられてきた量詞「完」は南北朝期になってすたれ、「具」に吸収されていくと説かれている。

しかし、「完」は陪伴詞、即ち、量詞と認めることはできない。居延簡牘における「完」は、右の他、次のようにみえている。

■第卅五燹粟矢銅鏃五十完 (393・8)

□第卅五燹籜索長三丈一完／元延二年造 (393・9 A)

出物故／戍卒魏郡内黃東郭里詹奴／三石具弩一完粟矢銅鏃五十完／幡一蘭莞各一負索一完・凡小大五十五物

・2)

受九月余粟壹矢銅鏃二万完 (521・9)

居延簡牘資料における量詞の考察 (三保)

□胡燹糸承弦一完 (561・22 A) (561・22 B)

曲旃紺胡各一完 (562・18)

同様の「完」は、敦煌簡牘にもみえている。「大35」とは、大庭脩氏の前掲書『大英図書館蔵 敦煌漢簡』における積文番号、「C40」とは、エドワード・シャ・パンヌ氏の積文番号、A Bとは、簡の表裏をいう。／印は原簡に改行、△印は原簡に割書小書の条をいう)

□□△刀一完(中略) 神爵四年繕／盾一完神爵元年寺工造 (教、大35、

C40)

■△陷堅壹矢銅鏃／五十完 (教、大281、C267)

居延簡牘には、また、「粟矢九十咩呼未能会会日」(3・7)、「弩幡一幣」(112・19)、「狗籠一破」(311・31 A)、「承鈺二破……釜一完」(303・6)、「其一重六折傷」(516・18)、「其六折傷 其二□／四完」(517・21)、「其六十五兩折傷／卅二兩完」(582・16)、「其百五十破傷不可用／五十完」(498・9)、「三石具弩四皆傷」(75・17)のような用例がみえている。「咩呼」「幣」「破」「折傷」といった文字は、器物を点検、報告する折の損傷状況を意味するものであり、これに対する完壁に整備された情態が「完」によって意味されるところであろう。敦煌簡牘からも若干例を引こう。

田可 △六石具弩一完服一完弓神爵三年繕辟四年繕弦母餘初置／粟矢五十其四千斤呼卅六完蘭一完馭前家小□母餘初置 (教、大293、C682)

●平望朱爵燹壹矢銅鏃百△其卅四千斤呼／五十六完 (教、大624、C693)

右二例においては「斥呼」と「完」とが対置されている。

右厭胡燹卒四人△壹矢六百 卅七羽斂千斤呼 三百九十七完／其九十

五羽完千斤呼 六十一羽斂千完 服一完 (教、大246、C71)

ここには、壹矢六〇〇枚の内、四七枚については「羽は斂、千は斥呼」、三

居延簡牘資料における量詞の考察（三保）

九七枚については「完」、九三枚については「羽は完、干は斥呼」、六一枚については「羽は斂、干は完」、また、服一については「完」と書かれている。「羽」とは矢羽根、「干」とは「竿かん」に通じてやがらをいい、「服」とは簞えびら、やなぐいをいう。「完」とは損傷のない情態をいい、「斥呼」とは損傷している情態をいう。

「斥」は、「序」「咩」のような字形でみえることもある。王国維氏の著書『流沙墜簡考釈補正稿本』（巻一、十才）には、「序」「咩」は裂折の意、「呼」は、「罅け・か」字の仮借でひび、かけ（缺）、裂け、きずの意と述べられている。

漢簡資料における「完」は量詞（陪伴詞）と認められないことについて述べた。専門書における所説に対し、はっきりとした形で修正しておきたい。今日は、劉氏の時代と異り、そうした資料も比較的容易に披見することができる。各位の御賛同も得られようかと思う。

本稿は、平成二年度、文部省科学研究費交附課題「中世文書における常用漢字の研究」の成果の一部である。

〔追記〕 八頁上段に掲出すべき写真版（図版）として次を脱したので補っておく。

○高橋東次郎編（兼発行）『居延木簡選集』、第一〜五冊は図版、第六冊は釈

文・文字類編（但し、これらは勞幹氏『居延漢簡 考釈之部』と王夢鷗氏

『漢簡文字類編』等によっている）、各冊六〇〜七〇頁、一九七五年三〜

一一月。